

## ○石巻市福祉有償運送運営会議設置要綱

平成18年 2月14日告示第30号

改正

平成19年 8月30日告示第262号

平成22年 7月30日告示第172号

## 石巻市福祉有償運送運営会議設置要綱

(設置)

第1条 石巻市における特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立の認証を受けたものをいう。以下「NPO」という。）等による道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第79条の登録（法第79条の6第1項の有効期限の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定による変更登録を含む。）を受けて行われる福祉有償運送の必要性、福祉有償運送の実施に伴う安全の確保、利用者の利便の確保等について協議するため、石巻市福祉有償運送運営会議（以下「運営会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 運営会議は、次の事項について協議する。

- (1) NPO等による法第79条の登録及び更新の申請内容に関すること。
- (2) NPO等が実施する有償運送事業の適正実施に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、運営会議が必要と認めること。

(委員)

第3条 運営会議は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 公共交通に関する学識経験者
- (2) 国土交通省東北運輸局宮城運輸支局職員
- (3) 住民の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の代表者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者で組織する団体の代表者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) 現に福祉有償運送を行っている団体の代表者
- (8) 関係する地域の団体等の代表者
- (9) 宮城県職員
- (10) 市職員
- (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員が所属するNPO等に係る法第79条の登録及び更新の申請内容に関する協議を行うときは、当該委員は運営会議の協議及び議事決定に関与できない。

(会長及び副会長)

第4条 運営会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の中から互選により定める。

(職務)

第5条 会長は、会務を総理し、運営会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 運営会議は、会長が招集する。

2 運営会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 運営会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要に応じて委員以外の者に運営会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 運営会議は、原則として公開する。

(守秘義務)

第8条 運営会議の委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 運営会議の庶務は、福祉部福祉総務課に事務局を置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、会長が運営会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年2月14日から施行する。

(最初の委員の任期)

2 この告示の施行後最初に委嘱又は任命する委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、委嘱又は任命の日から平成20年3月31日までとする。

(最初の運営会議の招集)

3 委員が委嘱された後、最初の運営会議の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成19年8月30日告示第262号)

この告示は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 (平成22年7月30日告示第172号)

この告示は、平成22年8月1日から施行する。